

閣副第529号
令和5年7月19日

各都道府県
各政令指定都市
各市区町村

孤独・孤立対策担当部長 様

内閣官房副長官補付（内政担当）
孤独・孤立対策担当室参事官
（ 公 印 省 略 ）

「孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業」
（令和5年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業）の二次募集について（依頼）

孤独・孤立問題は、今後、単身世帯や単身高齢者の増加などにより、さらなる深刻化が懸念をされる所であり、継続的・長期的な対応を担保するためには、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制の整備が課題となっています。

令和5年5月31日には、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、孤独・孤立対策推進法が成立したところです。（令和6年4月1日施行）

本事業は、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を後押しするとともに、地域における孤独・孤立問題に対する活動や分野横断的で先駆的な活動に対して支援を行い、地方公共団体の取組を強化するための調査事業です。孤独・孤立対策推進法に基づく、地方における孤独・孤立対策の施策等の準備に関する事業も対象としています。**本事業について募集を行います。団体数は、予算の範囲内で調整して決定します。**募集要領は別添のとおりです。参加希望の場合は、**令和5年8月24日（木）**までに、調査・照会システム上にて回答願います。

【本件連絡先】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 高橋（範）、黒瀬
電 話 03-3581-0458（直通）

孤独・孤立対策に関する地域連携推進モデル調査事業 募集要領

1 事業目的

孤独・孤立問題は、今後、単身世帯や単身高齢者の増加などにより、さらなる深刻化が懸念をされるところであり、継続的・長期的な対応を担保するためには、国及び地方において孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進体制の整備が課題となっています。

令和5年5月31日には、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、孤独・孤立対策推進法が成立したところです。(令和6年4月1日施行)

本事業は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)に位置づけられており、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を後押しするとともに、地域における孤独・孤立問題に対する活動や分野横断的で先駆的な活動に対して支援を行い、地方公共団体の取組を強化するための調査事業です。

孤独・孤立対策推進法に基づく、地方における孤独・孤立対策の施策等の準備に関する事業も対象としています。

2 事業内容

対象となる地方公共団体は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(以下、「官民連携PF」という。)の設立を目指しつつ、本事業の支援を受け、実施・試行したい孤独・孤立対策に関連する事業に取り組んでいただきます。具体的な事業内容は、採択された地方公共団体の応募内容を踏まえて、内閣官房と協議の上、正式に決定します。

なお、本事業において作成いただく資料については、合理的な理由により公表できない部分を除き、公表が前提となります。

3. 実施期間

本事業の実施期間は、原則として、令和5年9月から令和6年2月末までを予定しています。なお、地方公共団体の状況に応じて、令和6年3月下旬まで実施期間を延長することがあります。

4 対象団体

地方自治法に定める普通地方公共団体又は特別区であって、孤独・孤立対策、特に、官民連携PFを形成することに意欲があり、本事業終了後も活動を継続して実施する意欲のある団体を対象とします。

団体数は、予算の範囲内で調整して決定します。

5. 実施方法・費用等

(1) 実施方法

採択された地方公共団体は、内閣官房との連携のもと、孤独・孤立対策に関する官民連携PFの形成と関係団体の連携強化に主体的に取り組んでいただきます。また、内閣官房と別途契約する受注者が伴走的に支援を行います。

※本事業は補助金ではありません。したがって、実際に取り組を行う地方公共団体は、内閣官房が別途契約する受注者の支援を受けて孤独・孤立対策を実施いただくことで、実際の実施に必要な費用を（上限の範囲で）内閣官房が負担します。

(2) 対象経費

内閣官房が負担する対象経費は、実際の実施や事業の実施のために直接必要な費用であって、以下に掲げる費目に該当するものを予定しています。

消耗品費、謝金（官民連携PFへの出席に係る経費は除く）、旅費（実費精算のみ。日当及び片道千円未満の交通費は除く）、印刷製本費、会議費（官民連携PFへの出席に係る経費は除く）、通信運搬費、物品等の賃借・リース・レンタル及び使用に係る経費、施設・設備使用料、広報費、保険料（事業に必要なもの）、レンタカー代、タクシー代、孤独・孤立に係る調査・アンケート・データの分析等外注にかかる経費など

※消耗品とは備品（機械器具その他原形のまま比較的長期の反復使用に耐える物品）を除いたものとする。

※以下の経費は本事業の対象経費にはなりません。

- ・ 建物等施設の整備に関する経費
- ・ 事業内容に照らして、当然備えているべき備品等（机、椅子、書棚等の什器類、建物や建築物、汎用性の高いパーソナルコンピュータ本体又は周辺機器等の事務機器等）
- ・ 業務実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他業務に関係ない経費

- ・ 設備の購入費
- ・ 改良費等の資産を形成する経費
- ・ 本事業終了後のリース・レンタル及び使用に係る経費

(3) 採択件数と経費の上限

1 団体あたり内閣官房が負担する経費の上限は、

都道府県・政令指定都市 8,000 千円

市区町村（単独） 4,000 千円

とします。

※複数の市町村（圏域）で実施する場合、8,000 千円とし団体数を調整。

(4) 採択方法

応募内容について内閣官房において審査します。地域バランスや取組内容などを考慮して採択し、応募いただいた地方公共団体に結果をご連絡します。採択された地方公共団体については内閣官房において公表する予定です。

なお、以下の団体については、採択にあたって優先的に考慮します。

- ・ 官民連携 P F を構成する N P O 等関係機関と複数年契約を行う¹ために継続費又は支出負担行為を翌年度以降予算化しようとする団体
- ・ 官民連携 P F の事務局を N P O 法人等が担おうとする場合
- ・ 官民連携 P F 内の構成員が連携して、地方公共団体内に相談窓口を設置しようとする団体
- ・ 郡市単位など広域で官民連携 P F を形成
- ・ 官民連携 P F を未実施の都県²
- ・ 孤独・孤立対策推進法に基づく施策等の準備に取り組む団体（孤独・孤立対策地域協議会の設置準備等）

また、採択結果に関する質問にはお答えいたしかねますので、予めご了承ください。

¹ 内閣官房通知『地方公共団体における孤独・孤立対策に取り組む N P O 等との複数年契約に係る事例等について』（閣副会第 8 3 6 号、令和 4 年 6 月 2 7 日）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/pdf/220627_kakufukukai_836.pdf を参照。

² 孤独・孤立に関する重点計画（令和 4 年 1 2 月 2 6 日改定）において地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進する上での目標として、「令和 7 年度までに、すべての都道府県において少なくとも 1 団体は整備」と掲げているため。未実施のところは、
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/local_platform/index.html を参照。

6. 応募方法

(1) 応募受付期間

令和5年7月19日（水）から同8月24日（木）まで（必着）。

(2) 応募書類

調査・照会システム上でご応募ください。提出された応募書類については、本事業における審査以外の目的で使用することはありません。

また、記載内容に関する確認等のために、内閣官房から連絡先に記載されたご担当者にご連絡する場合があります。

7 スケジュール

令和5年7月19日（水）	募集開始
8月24日（木）	募集締切
9月	取組団体の決定・公表（予定） 説明会、勉強会の開催、委託事業者決定
11月上旬	中間報告会
～2月	事業実施（必要に応じて3月下旬まで延長）
3月上旬	最終報告会

8 提出及び問合せ先

提出：調査・照会システム上で回答すること

問合せ先：内閣官房孤独・孤立対策担当室 担当：高橋（範）、黒瀬

電話：03-3581-0458（直通）

【参考：調査・照会システムで入力する項目】

◎回答者情報

団体名

所属・役職

担当者氏名（必須）

電話番号（必須）

メールアドレス（必須）

◎照会内容

【1】応募意向（必須）

本事業に応募しますか？ はい / いいえ

【2】共同で事業を実施する団体名

※複数市町村が圏域として応募される場合、申請団体以外の団体名をこちらに記載してください。

【3】これまでの取組

貴団体において、孤独・孤立対策に着手する前に取り組んできた制度や事業について記載してください

（孤独・孤立対策にあてはまるものは問9，問10で回答願います）

【4】応募のきっかけ・理由

貴団体が本事業に応募したきっかけや理由について記載してください

【5】孤独・孤立対策に関する現時点での認識

孤独・孤立対策に関して、貴団体の現状と課題の認識について記載してください

【6】官民連携プラットフォームの体制イメージ

応募時点での官民連携プラットフォームの体制イメージについて記載してください。

※記載している関係者と事前調整をする必要はありません。関係者について、できるだけ具体的に（どのような団体か）記載をお願いいたします。

※既に類似の体制や、基礎となる体制が存在している場合は、その概要と、それをどのように発展させたいのかを記載ください。

【7】官民連携プラットフォーム設立の狙い

応募時点で、官民連携プラットフォームを設立することにより、何を実現／解決したいかについて記載してください。

【8】官民連携プラットフォーム設立までのスケジュール

応募時点で、官民連携プラットフォームを設立するまでのスケジュール見込みを記載してください。

【9】孤独・孤立対策に関する庁内の動き

孤独・孤立対策に関して庁内での取組（連絡会議、勉強会など）があれば記載してください。

【10】孤独・孤立対策に関する庁外の動き

孤独・孤立対策に関して庁外での取組（NPO等関係機関の意見聴取など）があれば記載してください。

【11】孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付け

孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識付けをどのように行っていくかについて記載してください。

【12】孤独・孤立対策に関する現状把握（実態調査など）

孤独・孤立対策に関する現状把握（実態調査など）について行う意向があれば、現時点のお考えで結構ですので取組内容を記載してください。

【13】本事業の支援を受けて実施・試行したい事業や取組の内容

【11】、【12】以外に実施・試行したい事業について現時点のお考えで結構ですので記載してください。

【14】庁内の了解状況

本事業の応募について、庁内のどの段階まで了解を得ているか近いものを選んで下さい。

- ・ 首長（知事／市区町村長）
- ・ 副知事／副市区町村長
- ・ 担当部局長
- ・ 担当課室長
- ・ これから

【15】関連資料の提供

参考となる資料（例えば、既存の取組概要等）があれば、別紙として添付してください。（添付ファイル5つまで）